

履修に関する細則

第一条 学生は、教養科目・専門教養科目の中から所定の科目を履修しなければならない。

第二条 学生は、前期・後期の所定の期日までにこの履修細則に従い、その年度において履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。

第三条 授業科目に対する単位数は原則として次の基準によって計算する。

(1) 講義に対しては 15 時間を 1 単位とする。

(2) 外国語及び演習は 30 時間を 1 単位とする。

ただし、「情報機器演習」は、15 時間を 1 単位とする。

(3) 実験・実習及び実技は、45 時間を 1 単位とする。

ただし、「体育実技」は、30 時間を 1 単位とする、「保育・教職実践演習（幼稚園）」は、15 時間を 1 単位、「教育実習」は 40 時間を 1 単位とする。

第四条 卒業するためには前条に従って決定された単位を少なくとも 64 単位以上を修得しなければならない。

第五条 教養科目 8 単位以上・専門教育科目 48 単位以上を修得しなければならない。

第六条 1 年間に履修できる単位数は、50 単位とする。

第七条 必修科目と選択科目の区別は、別表による。

各学年科目及び各授業科目の単位数は都合により増減することがある。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年 4 月以前の入学生については、第三条第 3 号の改正規定は適用しない。

附則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。